

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

愛知県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程の一部を改正する規程

愛知県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程（平成19年愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月25日

愛知県後期高齢者医療広域連合

監査委員 船 戸 淳

監査委員 北 野 よしはる

第2条第9号中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。